

別表第1

(1)~(12) [略]

13 太陽電池発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の 区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を 旨として調査、予測及び評価されるべき環境 要素						生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全を 旨として調査、予測及び 評価されるべき環境要素			人と自然との豊 かな触れ合いの 確保を旨として 調査、予測及び 評価されるべき 環境要素		環境への負 荷の量の程 度により予 測及び評価 されるべき 環境要素		
	大気環境		水環境		土壌に係る環境そ の他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自 然との 触れ合 いの活 動の場	廃棄物等	
	大気質	騒音	振動	水質	地形及 び地質	地盤	その他						産業 廃棄物	残土
	粉じん 等	騒音	振動	水の濁り	重要な 地形及 び地質	土地 の安 定性	反射 光	重要な 種及び 注目す べき生 息地	重要な 種及び 重要な 群落	地域を 特徴づ ける生 態系	主要な 眺望点 及び景 観資源 並びに 主要な 眺望景 観	主要な 人と自 然との 触れ合 いの活 動の場		
影響要因の 区分	建設機 械の稼 働	○	○	○										
	工事用 資材等 の搬出 入	○	○	○							○			
	造成等 の施工 による 一時的 な影響				○			○	○	○			○	○
土地 変及び 施設の 存在	地形改 変及び 施設の 存在				○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	施設の 稼働		○											

の
存
在
及
び
供
用

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受ける恐れがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - (1) 工事の実施に関する内容
 - ア 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。
 - イ 工事用資機材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行うこと。
 - ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成及び整地を行うこと。
 - (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - ア 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有すること。
 - イ 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行うこと。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。
- 5 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 6 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
- 7 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 8 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。
- 9 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。
- 10 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

14～31 〔略〕